

令和4年1月11日  
教育指導課

令和3年度東京都教育委員会職員表彰被表彰者の決定について

1 受賞者

No	受賞者名	学校名 及び職名	表彰種別	功績概要
1	小山 信子	旭小学校 主任養護教諭	3(1)イ	児童の健康意識の向上 初任以来、学校経営方針をふま え、的確な保健管理と担任・関 連諸機関との連携の推進なら びに創意工夫をして保健に関 する指導の実践に尽力した。特 に、この2年は、新型コロナウ イルス感染症予防の推進に励 んだ。日常的な児童の検温表の 確認、児童の手洗いの徹底と場 所の確保、放課後の分担場所の 指定やチェックシート記入に よる確認等の消毒体制づくり の企画・立案を行い、安全・安 心な教育活動、児童の心の安定 等の成果を挙げた。
2	薄井 康裕	山野小学校 統括校長	3(1)エ	学校経営 校舎の全面改築という課題の中、 近隣中学校と小中一体型の学校 経営を実現した。環境の変化によ る児童への影響を最小限に抑え るとともに、教職員への負担を軽 減しながら教育活動の充実を図 り、児童の体力の維持と通学等 での安全を確保し、地域・保護者 からの学校への信頼を高めた。ま た、世田谷区立小学校の代表と して、群馬県の川場小学校との姉 妹校提携を推進し、児童の体験活 動を重視した相互交流活動を充 実し、成果を上げた。

3	太田 和花奈	桜丘中学校 教諭	3(1)ア	<p>ICT教育の推進 ICTの研究・研修を熱心に取り組み、区のICTインフルエンサーとして中心的存在となって推奨した。東京都外国語科教員等の海外派遣研修にも参加し、日々、研究・研修を怠らずにICT等を使用した新しい授業に取り組んでいる。生徒全員に対して、分け隔てなく接している。不登校生徒にはロイロノートを使用してコミュニケーションをとっている。保護者とも連携を密にとり、信頼が厚い。研究推進委員会では委員長として、校内研修の計画・実施を行っている。教務部では、ICT関係の中心となり、自ら講師となって、生徒や教員にロイロノート等を浸透させた。</p>
4	山田 衣香	弦巻中学校 主任養護教諭	3(1)ウ	<p>学校保健活動への貢献 前任校で、主任養護教諭の仕事はもとより、学校危機管理に関わる案件で、多くの教職員が疲弊し倒れそうになった状況で、頼もしくも繊細な対応で校長を大きく支えた。 その結果、本校は、生徒・保護者、そして地域に信頼される学校へと変貌することができた。</p>

## 2 表彰式

令和4年2月9日(水) (予定)

# 令和3年度東京都教育委員会職員表彰実施要綱

## 1 表彰の目的

本都の教育の発展、学術、文化の振興に貢献し、その功績が顕著で、かつ、勤務成績の優秀な職員及び優れた教育実践活動・研究活動を行っている学校・グループの功労をたたえ、これを表彰する。

## 2 表彰の対象

令和3年4月1日現在在職する東京都教育委員会が任命した職員で東京都教育委員会職員表彰規程（昭和27年東京都教育委員会訓令甲第9号。以下「表彰規程」という。）第1条第1項又は第2項に該当する本都在職10年以上の者（特に善行又は功績が認められた者を除く。）及び表彰規程第1条第3項に該当する本都在職6年未満の者並びに表彰規程第2条に該当する学校・グループ（別紙「学校・グループの推薦に関する取扱い」（以下「別紙」という。）参照）。ただし、既に本表彰を受けた者及び文部科学大臣教育者表彰を受けた者で、受賞後3年を経過していないものは除く。

## 3 表彰種別（在職年数及び年齢は、令和4年3月31日現在とする。）

(1) 在職年数及び年齢による表彰区分は以下のとおりとする。

ア 本都在職6年未満の者

イ 本都在職10年以上で管理職を除く45歳未満の者

ウ 本都在職10年以上で管理職を除く45歳以上の者

エ 本都在職10年以上で管理職の職にある者

(イ) 表彰規程第1条第1項第3号に該当する57歳以上の者

(イ) 同条第1項第3号以外に該当する57歳未満の者

オ 学校・グループ

(2) 本都在職10年以上で表彰規程第1条第2項に該当する者の表彰種別は、特別賞とする。

(3) 本都在職6年未満で表彰規程第1条第3項に該当する者の表彰種別は、立志賞とする。

## 4 候補者の推薦及び被推薦者数

(1) 各区市町村教育委員会は、各区市町村立学校（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設を含む。）に勤務する職員の中から、以下のとおり推薦できる。

ア 前項3(1)ア 1名

イ 前項 3 (1)イ、ウ及びエ（エは、(ア)及び(イ)の合計） 各 2 名程度

ウ 前項 3 (1)オ 1 校又は 1 グループ

(2) 都立学校長は、職員（校長を除く。）の中から以下のとおり推薦できる。

ア 前項 3 (1)イ、ウ及びエ 各 1 名

イ 前項 3 (1)オ 1 校又は 1 グループ

(3) 庁内各部長、多摩教育事務所長及び各学校経営支援センター所長は、東京都教育委員会が任命した職員で、教育庁、教育事務所、教育庁出張所及び教育機関（学校を含む。）に勤務する職員及び学校・グループの中から推薦できる。ただし、前項 3 (1)アについては、各学校経営支援センター所長が 6 名程度推薦できるものとする。

## 5 被表彰者の決定

被表彰者は、推薦された候補者の中から職員表彰審査会の審査を経て東京都教育委員会が決定する。

## 6 留意事項

- (1) 候補者の推薦に当たっては、年齢、性別、役職、分野等にとらわれず、広い範囲から検討するものとし、更に広く教職員のモラルアップを図る観点から、日々職務に精励し、優れた業績を上げている若手、中堅の教職員、また、優れた教育実践活動・研究活動を続けている学校及び教職員のグループに対して十分配慮すること。
- (2) 単に教育関係団体等の役職の地位にあることのみを理由とした推薦は行わないこと。また、法令等に違反し、社会的不道徳のある場合等、都民感情にそぐわない者を推薦することのないよう注意すること。特に犯歴（道路交通法違反を含む。）のある者については対象としない。
- (3) 本都在職 6 年未満の者の推薦に当たっては、教職員としては発展途上であるものの、子供たちに夢や希望、生きる力を与えるために日々真剣に取り組み、その将来性が期待できる者を対象とすること。
- (4) 表彰規程第 1 条第 2 項に基づく特別賞は、東京都教育委員会職員表彰の想定を大きく超える革新的・効果的な教育実践を行い、教職員の職務の範ちゅうを越え、前例のない著しい成果を上げた者がいた場合のみ授与を行う。
- (5) 表彰規程第 1 条第 1 項第 2 号による推薦に当たっては、職務の簡素合理化に伴うコスト削減効果や職場のライフ・ワーク・バランスの実現等に対する貢献度、実績等が数字などで具体的に評価しやすいものを対象とすることが望ましい。
- (6) 善行による推薦に当たっては、職務の内外を問わず、自己の危難を顧みずに人命を救助する行為、犯人逮捕に協力する行為、消火に協力する行為等の行為又はこれと同等とみられる行為を対象とし、以下の点に留意すること。
  - ア 人命救助、犯人逮捕などの場合は、原則として警察、消防等の感謝状を受賞して

いること。

イ その他の善行の場合は、新聞記事等、事実が確認できる資料があること。

(7) 学校・グループを推薦する場合は、別紙によるものとする。